

平成 30 年 8 月 27 日

台風等災害時の太陽電池発電設備による感電防止についてのお願い（周知）

台風の接近等に伴う豪雨の影響で、大雨・河川氾濫等により、浸水被害が発生しています。太陽電池発電設備は、浸水・破損をした場合であっても光があたれば発電をする事が可能です。このため、破損箇所等に触れた場合、感電をするおそれがあります。

太陽電池発電設備を見かけた場合には、むやみに近づかないよう、十分ご注意ください。また、復旧作業に当たられる際も作業中の感電に十分ご注意ください。

【感電防止についての概要】

1. 太陽電池発電設備（モジュール（太陽光パネル）、架台・支持物、集電箱、パワーコンディショナー及び送電設備（キュービクル等））は、浸水している時に接近すると感電するおそれがあるので、近づかないようにしてください。
2. モジュール（太陽光パネル）は、光があると発電していますので、触ると感電するおそれがあります。漂流しているモジュール（太陽光パネル）や漂着・放置されているモジュール（太陽光パネル）を復旧作業等でやむを得ず取り扱う場合には、素手は避けるようにし、感電対策（ゴム手袋、ゴム長靴の使用等）などによって感電リスクを低減してください。
3. 感電のおそれがある太陽電池発電設備を見かけましたら、周囲に注意を呼びかけるとともに最寄りの産業保安監督部または経済産業省までお知らせいただきますようお願いいたします。
4. 壊れた太陽電池パネルを処理する際には、ブルーシート等で覆い遮蔽するか、パネル面を地面に向けて、感電防止に努めてください。また、廃棄する際は自治体の指示に従ってください。
5. 水が引いた後であっても集電箱内部やパワーコンディショナー内部に水分が残っていることも考えられます。この場合、触ると感電するおそれがありますので、復旧作業に当たっては慎重な作業等を行う等により感電防止に努めてください。
6. 水が引いた後であっても集電箱内部やパワーコンディショナー内部に残った湿気や汚損により、発火する可能性がありますので、復旧作業に当たっては十分な注意を払い電気火災防止に努めてください。

○本件についてのご不明な点は、下記までお問い合わせください。

中部近畿産業保安監督部近畿支部 電力安全課 新エネルギー係、電気事業用係

TEL 06-6966-6056（直通）

FAX 06-6966-6092

浸水している場所の太陽電池発電設備には近づかないでください！

✕ 漏電している可能性
がある箇所

太陽電池発電設備は、浸水している時に近づくと感電するおそれがありますので、近づかないでください。

* 太陽電池発電設備とは次の設備をいいます。
モジュール(太陽光パネル)、
架台・支持物、集電箱、
パワーコンディショナー、
送電設備(キュービクル等)

